

京都市上下水道局告示第2号

地方公営企業法第33条の2及び地方自治法施行令第158条第1項の規定により水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の徴収事務の一部を委託することとしましたので、地方公営企業法施行令第26条の4第1項及び地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示します。

令和3年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 委託の相手

福岡県福岡市南区玉川町9番12号

マイタウンサービス株式会社

2 委託の範囲

(1) 水道メーターの点検（定例検針及び平日開閉栓作業）

(2) その他前号に付帯する事務

3 委託する地域

京都市水道事業条例第1条の3に定める区域

（北区，上京区，左京区，中京区，右京区及び西京区）

4 委託の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

（上下水道局総務部お客さまサービス推進室）